

第180回

定時株主総会 招集ご通知

日時

平成30年6月13日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

梅田芸術劇場 メインホール
大阪市北区茶屋町19番1号

(末尾ご案内図ご参照)

決議
事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

阪急阪神ホールディングス株式会社

証券コード9042

目次

第180回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	12
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告書	37

株 主 各 位

証券コード9042
平成30年5月23日

大阪府池田市栄町1番1号
(本社事務所
大阪市北区芝田一丁目16番1号)
阪急阪神ホールディングス株式会社
代表取締役会長 角 和 夫

第180回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、第180回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記株主総会参考書類をご検討くださいます。3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご確認のうえ、郵送又はインターネットにより議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月13日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市北区茶屋町19番1号
梅田芸術劇場 メインホール (末尾ご案内図ご参照)
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第180期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第180期連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- ◎ 事業報告の「主要な借入先」「財産及び損益の状況」「主要な事業内容並びに主要な営業所及び使用人の状況」「会社の株式に関する事項」「会計監査人に関する事項」「株式会社の支配に関する基本方針」「特定完全子会社に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに掲載の事項となります。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記の当社ホームページに掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 議決権行使を代理人（本総会において議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。）に委任する場合は、代理人が、代理権を証明する書類（委任状）並びに委任者及び代理人の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出ください。

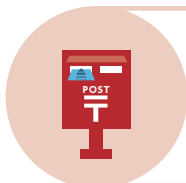
議決権の行使等についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。



郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう、ご返送ください。

行使期限 平成30年6月12日(火曜日) 午後5時50分まで



インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年6月12日(火曜日) 午後5時50分まで

◎ 当日ご出席の場合は、郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です(但し、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)
- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

- ④ インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(平成30年6月12日(火曜日))の営業時間の終了時(午後5時50分)まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら本頁末尾記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

2. 議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

郵送及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

郵送及びインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームのご案内

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、事前のご利用申込みをいただくことにより、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027**(受付時間/9:00~21:00、通話料無料)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社グループにおきましては、グループ経営機能を担う当社のもと、中核会社を中心として、各コア事業の競争力強化を図るとともに、コア事業間の連携を通じてグループ総合力の発揮に努めてまいりました。

当社では、安定的な配当を実施するとともに、総還元性向30%を株主還元の指標と位置付けて自己株式の取得に取り組んでいくことを基本方針としており、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

※ 総還元性向…親会社株主に帰属する当期純利益に対する年間配当金総額と自己株式取得額の合計額の割合

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 49億7,072万7,040円

※ なお、中間配当金として1株につき20円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき40円となり、前期に比べ5円の増配となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月14日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 平成27年6月16日開催の定時株主総会でご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の基本方針」(以下「本基本方針」といいます。)及び同日開催の当社取締役会で決議いたしました「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)につきましては、本総会終結の時をもって、いずれも有効期間が満了することとなります。

当社は、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や買収防衛策を巡る近時の動向、当社を取り巻く経営環境の変化を注視しつつ、慎重に検討した結果、平成30年5月15日開催の取締役会において本基本方針及び本プランを継続せず、廃止することを決議いたしました。これに伴い、現行定款第17条の規定を削除するものであります。

(2) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会決議事項)</u></p> <p><u>第17条 本会社の株主総会においては、法令及び本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、本会社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。</u></p> <p><u>本会社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議による場合のほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p><u>本会社は、本会社株式の大量取得行為に関する対応策の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</u></p> <p><u>(1) 本会社株式の大量取得行為に関する対応策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p><u>(2) 本会社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引換えに本会社株式を交付することができること</u></p> <p><u>第1項及び第3項における「本会社株式の大量取得行為に関する対応策」とは、本会社が資金調達又は業務提携等の事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行又は割当てを行うことにより本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、「導入」とは、本会社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行うなど本会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">＜ 削 除 ＞</p>
<p>第18条～第39条 ＜条文の記載省略＞</p>	<p>第17条～第38条 ＜条数を繰り上げ、条文は現行どおり＞</p>

(注) 下線は、変更部分を示します。

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(9名)が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	再任 すみ 角 かず お 夫 (昭和24年4月19日生)	昭和48年4月 阪急電鉄株式会社入社 平成12年6月 同 取締役 平成14年6月 同 常務取締役 平成15年6月 同 代表取締役社長 平成17年4月 阪急ホールディングス株式会社代表取締役社長 平成18年10月 当社代表取締役社長 平成20年4月 株式会社阪急阪神ホテルズ取締役(現在) 平成26年3月 阪急電鉄株式会社代表取締役会長(現在) 平成29年6月 当社代表取締役会長 グループCEO(現在)	35,340株
2	再任 すぎ やま たけ ひろ 杉 山 健 博 (昭和33年11月20日生)	昭和57年4月 阪急電鉄株式会社入社 平成17年6月 同 取締役 平成18年6月 阪急ホールディングス株式会社取締役 平成18年10月 当社取締役 平成19年4月 阪急電鉄株式会社常務取締役 平成28年6月 同 代表取締役副社長 平成28年6月 当社代表取締役副社長 平成28年6月 阪神電気鉄道株式会社取締役(現在) 平成28年10月 株式会社阪急交通社取締役(現在) 平成28年10月 株式会社阪急阪神エクスプレス取締役(現在) 平成29年4月 阪急電鉄株式会社代表取締役社長(現在) 平成29年6月 当社代表取締役社長(現在) 平成30年4月 阪急阪神不動産株式会社取締役(現在)	21,650株
3	再任 しん 秦 まさ お 夫 (昭和32年5月22日生)	昭和56年4月 阪神電気鉄道株式会社入社 平成18年6月 同 取締役 平成18年10月 当社取締役 平成20年4月 阪神電気鉄道株式会社常務取締役 平成26年4月 同 専務取締役 平成28年4月 阪急電鉄株式会社取締役(現在) 平成29年4月 阪神電気鉄道株式会社代表取締役社長(現在) 平成29年6月 当社代表取締役副社長(現在) 平成30年4月 阪急阪神不動産株式会社取締役(現在)	16,160株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	再任 ふじ たら たか おき 藤原 崇 起 (昭和27年2月23日生)	昭和50年4月 阪神電気鉄道株式会社入社 平成17年6月 同 取締役 平成19年6月 同 常務取締役 平成23年4月 同 代表取締役社長 平成23年6月 当社取締役 平成29年4月 阪神電気鉄道株式会社代表取締役会長(現在) 平成29年6月 当社代表取締役(現在)	11,920株
5	再任 社外取締役候補者 いの うえ のり ゆき 井上 礼之 (昭和10年3月17日生)	昭和32年3月 ダイキン工業株式会社入社 平成6年6月 同 代表取締役社長 平成14年6月 同 代表取締役会長兼CEO 平成15年6月 阪急電鉄株式会社取締役 平成17年4月 阪急ホールディングス株式会社取締役 平成18年10月 当社取締役(現在) 平成26年6月 ダイキン工業株式会社取締役会長 兼グローバルグループ代表執行役員(現在)	7,300株
6	再任 社外取締役候補者 もり しょう すけ 森 詳 介 (昭和15年8月6日生)	昭和38年4月 関西電力株式会社入社 平成17年6月 同 代表取締役社長 平成22年6月 当社取締役(現在) 平成22年6月 関西電力株式会社代表取締役会長 平成28年6月 同 相談役(現在)	10,100株
7	再任 しま たに よし しげ 島谷 能成 (昭和27年3月5日生)	昭和50年4月 東宝株式会社入社 平成23年5月 同 代表取締役社長(現在) 平成27年6月 当社取締役(現在)	1,600株
8	再任 あら き なお や 荒木 直也 (昭和32年5月14日生)	昭和56年4月 株式会社阪急百貨店入社 平成24年3月 株式会社阪急阪神百貨店代表取締役社長(現在) 平成24年6月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役(現在) 平成29年6月 当社取締役(現在)	0株
9	再任 なか がわ よし ひろ 中川 喜博 (昭和28年5月6日生)	昭和51年4月 阪急電鉄株式会社入社 平成17年6月 同 取締役 平成19年4月 同 常務取締役 平成25年4月 同 代表取締役専務取締役 平成26年3月 同 代表取締役社長 平成26年6月 当社取締役(現在) 平成29年4月 株式会社阪急阪神ホテルズ代表取締役会長(現在)	30,000株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 井上礼之氏及び森詳介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、上場証券取引所に対し、井上礼之氏及び森詳介氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。なお、両氏は、証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ当社が定める独立性の判断基準(当社ホームページ(<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/corporate/data/officer.html>))に掲載しております。)を満たしております。
4. 井上礼之氏及び森詳介氏のそれぞれの選任理由等は、次のとおりであります。
- (1) 井上礼之氏
- ダイキン工業株式会社の代表取締役を長年務め、また、公益社団法人関西経済連合会の副会長も務めていることから、豊富な経営経験や財界人の視点からの意見が期待できるためであります。
- また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、15年であります。
- (2) 森 詳介氏
- 当社グループ同様、公益性が期待される事業を営む関西電力株式会社の代表取締役や公益社団法人関西経済連合会の会長を長年務め、豊富な経営経験や財界人の視点、企業の社会的責任という視点からの意見が期待できるためであります。
- また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、8年であります。
5. 当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、井上礼之氏、森詳介氏、島谷能成氏及び荒木直也氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。
6. 阪急電鉄株式会社は、平成17年4月1日に会社分割を行い、鉄道事業その他のすべての営業を阪急電鉄分割準備株式会社(同日付で阪急電鉄株式会社に商号変更)に承継するとともに、商号を阪急ホールディングス株式会社に変更しております。
7. 阪急ホールディングス株式会社は、阪神電気鉄道株式会社との経営統合に伴い、平成18年10月1日に、商号を阪急阪神ホールディングス株式会社に変更しております。
8. 株式会社阪急百貨店は、平成19年10月1日に会社分割を行い、新たに設立した株式会社阪急百貨店に百貨店事業を承継するとともに、商号をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に変更しております。また、新たに設立した株式会社阪急百貨店は、平成20年10月1日に株式会社阪神百貨店と合併し、商号を株式会社阪急阪神百貨店に変更しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 阪口春男、石井淳蔵の2名が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<p>再任 社外監査役候補者</p> <p>さか ぐち はる お 阪 口 春 男 (昭和8年3月19日生)</p>	<p>昭和33年4月 弁護士(現在)</p> <p>平成元年4月 日本弁護士連合会副会長</p> <p>平成18年6月 阪急ホールディングス株式会社監査役</p> <p>平成18年6月 阪急電鉄株式会社監査役(現在)</p> <p>平成18年10月 当社監査役(現在)</p> <p>平成25年11月 株式会社阪急阪神ホテルズ監査役(現在)</p>	18,500株
2	<p>再任 社外監査役候補者</p> <p>いし い じゅん ぞう 石 井 淳 蔵 (昭和22年9月28日生)</p>	<p>昭和61年4月 同志社大学商学部教授</p> <p>平成元年4月 神戸大学経営学部教授</p> <p>平成11年4月 神戸大学大学院経営学研究科教授</p> <p>平成20年4月 流通科学大学学長</p> <p>平成22年6月 当社監査役(現在)</p> <p>平成22年6月 阪神電気鉄道株式会社監査役(現在)</p> <p>平成28年4月 流通科学研究所所長</p>	3,300株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 阪口春男氏及び石井淳蔵氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、上場証券取引所に対し、阪口春男氏及び石井淳蔵氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。なお、両氏は、証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ当社が定める独立性の判断基準(当社ホームページ(<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/corporate/data/officer.html>))に掲載しております。)を満たしております。
4. 阪口春男氏及び石井淳蔵氏のそれぞれの選任理由等は、次のとおりであります。
- (1) 阪口春男氏
現在、弁護士として活躍されていることから、特にコンプライアンス経営の確保の視点からの意見が期待できるためであります。
また、当社社外監査役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、12年であります。
- (2) 石井淳蔵氏
神戸大学大学院経営学研究科教授、流通科学大学学長等を歴任されたことから、経営学の専門家としての高い見識に基づいた意見が期待できるためであります。
また、当社社外監査役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、8年であります。
5. 当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第34条の規定に基づき、阪口春男氏及び石井淳蔵氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。
6. 阪急ホールディングス株式会社は、阪神電気鉄道株式会社との経営統合に伴い、平成18年10月1日に、商号を阪急阪神ホールディングス株式会社に変更しております。

以 上

(添付書類)

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

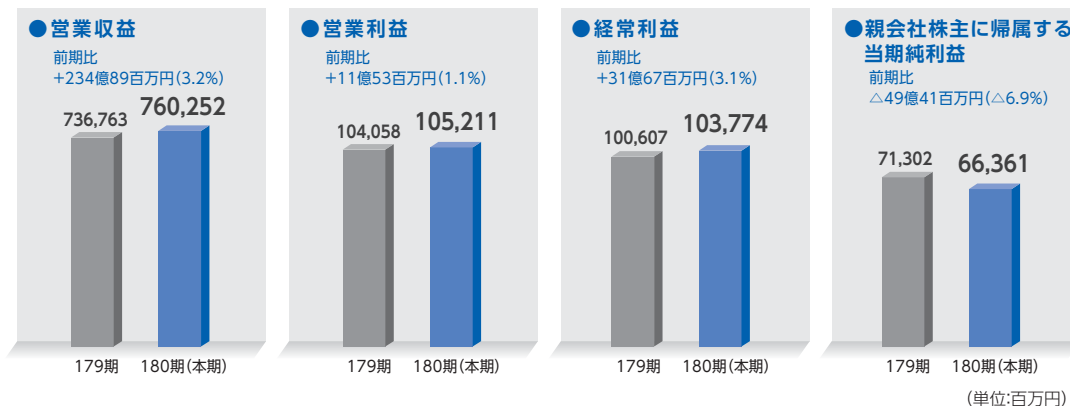
本期のわが国経済は、先行き不透明な中で推移したものの、雇用情勢の改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続きました。

この間、当社グループにおきましては、「阪急阪神ホールディングスグループ 長期ビジョン2025」の実現に向けて、グループ経営機能を担う当社のもと、中核会社を中心に、各コア事業の競争力強化を図るとともに、コア事業間の連携を通じてグループ総合力の発揮に努めました。

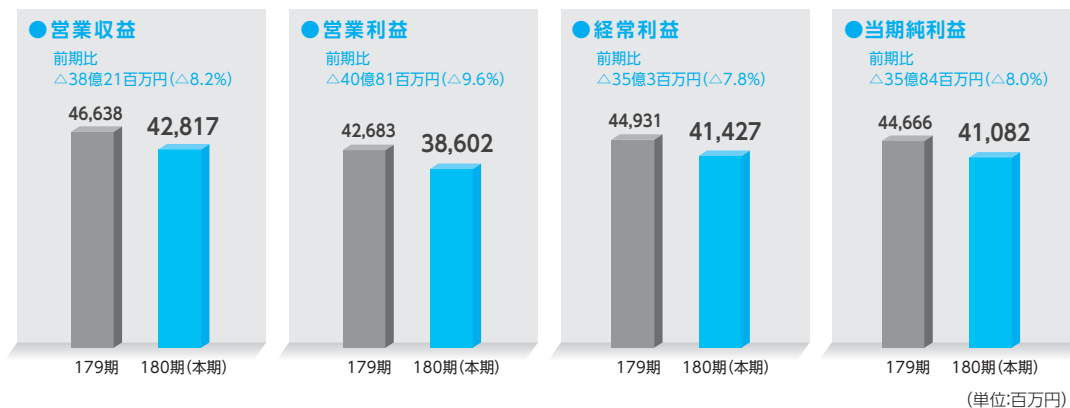
これらの結果、エンタテインメント・コミュニケーション事業においてスポーツ事業、ステージ事業及びコミュニケーションメディア事業が揃って好調であったことや、旅行事業においてヨーロッパ方面の集客が増加したこと、また国際輸送事業が航空輸送を中心に好調に推移したこと等により、営業収益、営業利益及び経常利益はいずれも増加しました。しかしながら、税金費用が増加したことに加えて、特別損益が悪化したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は減少しました。

本期の当社グループ及び当社の成績は次のとおりです。

◎ 当社グループ(連結)



◎ 当社(単体)



セグメント別の業績は次のとおりです。

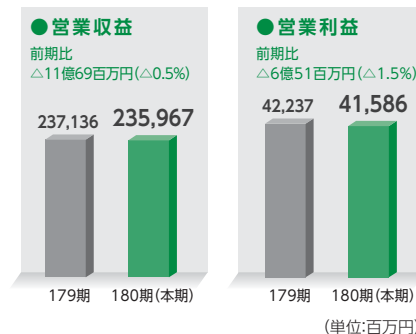
都市交通事業

鉄道事業につきましては、阪急電鉄において、静かさと省エネルギー性能を追求した車両1000系4編成を導入したほか、阪神電気鉄道において、普通用車両5500系のリニューアルを実施し、車内のバリアフリー設備を拡充するなど、お客様の快適性の向上に取り組みました。また、北大阪急行電鉄において、より安全に安心してご利用いただくため、千里中央駅、桃山台駅及び緑地公園駅にそれぞれ可動式ホーム柵を設置しました。このほか、スマートフォンを通じた旅客案内サービスの充実を図るため、阪急電鉄においては「TOKKアプリ」により、阪神電気鉄道においては「阪神アプリ」により、運行情報に加えて列車走行位置や各駅における列車行先案内等の情報をお知らせするサービスを開始しました。

自動車事業につきましては、阪急バスにおいて、有馬温泉方面への利便性向上を図るため、他の事業者と共同で「有馬温泉－京都線」の運行を開始したほか、バスの運行状況や到着予定時刻等をスマートフォンで確認できるバスロケーションサービスの対象エリアを拡大し、既に導入済の阪神バスを含めた両社の全路線で同サービスの利用が可能になりました。

流通事業につきましては、阪急線で展開している新業態のカフェ「ネスカフェ スタンド」の営業を、阪神線の一部においても開始するなど、駅の魅力度の向上に取り組みました。

これらの結果、鉄道事業において阪急線・阪神線が堅調に推移しましたが、連結子会社が減少したこと等により、営業収益は前期に比べ11億69百万円(△0.5%)減少し、2,359億67百万円となりました。また、営業利益は、鉄道事業において減価償却費や動力費が増加したこと等により、前期に比べ6億51百万円(△1.5%)減少し、415億86百万円となりました。



北大阪急行電鉄 緑地公園駅



阪神電気鉄道 5500系リニューアル車両

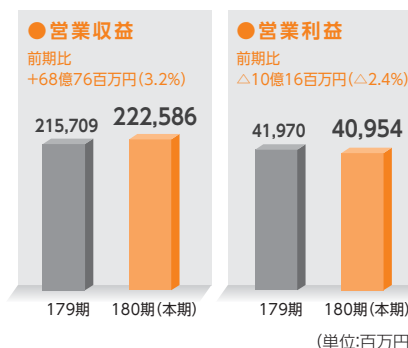
不動産事業

不動産賃貸事業につきましては、「阪急三番街」(大阪市北区)の飲食エリアの一部を新たに「UMEDA FOOD HALL」としてリニューアルオープンするなど、商業施設・オフィスビルの競争力の強化と稼働率の維持向上等に取り組みました。また、大規模開発事業「梅田1丁目1番地計画(新ビル名称:大阪梅田ツインタワーズ・サウス)」については、平成34年(2022年)春の全体竣工に向け、I期部分の新築工事を鋭意進めました。このほか、「神戸阪急ビル東館 建替計画」(神戸市中央区)や他の事業者と共同で推進する「福島5丁目・7丁目共同開発計画」(大阪市福島区)、「京橋2-6街区再開発計画」(東京都中央区)の新築工事に加え、「宝塚ホテル移転計画」(兵庫県宝塚市)の準備工事や、「銀座3丁目計画」(東京都中央区)の解体工事に取り掛かりました。

不動産分譲事業につきましては、マンション分譲では、「ジオ天六 ツインタワーズ」(大阪市北区)、「ジオ茨木東宮町」(大阪府茨木市)、「ジオ四谷荒木町」(東京都新宿区)、「ジオ深川住吉」(東京都江東区)等を販売しました。また、宅地戸建分譲では、「阪急彩都ガーデンフロント」(大阪府箕面市)、「阪急宝塚山手台フォルテ・ガーデン」(兵庫県宝塚市)、「ハピアガーデン狛江和泉多摩川」(東京都狛江市)等を販売しました。

これらの結果、営業収益は前期に比べ68億76百万円(3.2%)増加し、2,225億86百万円となりましたが、分譲事業において販売経費が、賃貸事業において修繕費がそれぞれ増加したこと等により、営業利益は前期に比べ10億16百万円(△2.4%)減少し、409億54百万円となりました。

※ 平成30年4月1日付で、当社は、子会社である阪急電鉄株式会社より、同社の子会社である阪急不動産株式会社の全株式を譲り受けました。そのうえで、阪急電鉄株式会社及び阪神電気鉄道株式会社の不動産事業を会社分割(吸収分割)等により阪急不動産株式会社に移管するとともに、同社の商号を阪急阪神不動産株式会社に変更し、同社を当社グループの不動産事業の中核会社としました。



UMEDA FOOD HALL



ジオ四谷荒木町

エンタテインメント・コミュニケーション事業

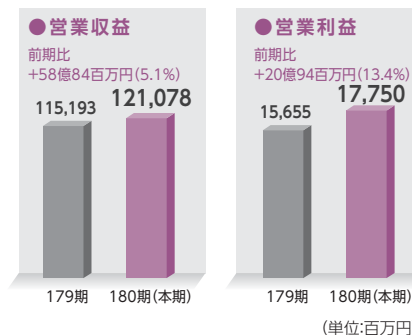
スポーツ事業につきましては、阪神タイガースが、多くのファンの方々のご声援を受けてシーズン終盤まで上位争いを演じ、クライマックスシリーズへの進出を果たしました。また、阪神甲子園球場では、飲食・物販店舗において、選手関連商品や限定企画商品が好評を博したほか、店舗のリニューアルや飲食メニューの一層の充実を図るなど、魅力ある施設運営に取り組みました。

ステージ事業につきましては、歌劇事業において、雪組公演「ひかりふる路(みち)～革命家、マクシミリアン・ロベスピエール～」・「SUPER VOYAGER!」、花組公演「ポーの一族」等の各公演が好評を博しました。また、演劇事業においては、三島由紀夫が戯曲化した江戸川乱歩の「黒蜥蜴」等、話題性のある多彩な公演を催しました。

コミュニケーションメディア事業につきましては、情報サービス事業において、システム開発の受託やEコマース(電子商取引)サイトの構築・保守等が好調に推移したほか、放送・通信事業においては、ケーブルテレビの加入者数の維持拡大に努めました。

このほか、六甲山地区においては、六甲山の自然・眺望と多様なコンテンツを組み合わせた様々なイベントや企画を開催し、一層の集客に努めました。

これらの結果、営業収益は前期に比べ58億84百万円(5.1%)増加し、1,210億78百万円となり、営業利益は前期に比べ20億94百万円(13.4%)増加し、177億50百万円となりました。



阪神タイガース

宝塚歌劇団花組公演
「ポーの一族」

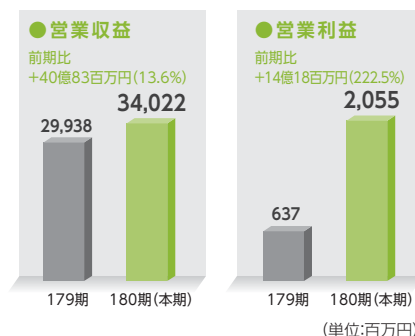
©萩尾望都／小学館

旅行事業

旅行事業につきましては、海外旅行部門において、ヨーロッパ方面や中国方面の集客が好調に推移したほか、国内旅行部門においても、取扱いを順調に伸ばしました。

一方、訪日旅行部門においては、インバウンド需要の拡大が継続する中、積極的な営業活動を展開したことにより、ヨーロッパ方面からの集客が増加しました。

これらの結果、営業収益は前期に比べ40億83百万円(13.6%)増加し、340億22百万円となり、営業利益は前期に比べ14億18百万円(222.5%)増加し、20億55百万円となりました。



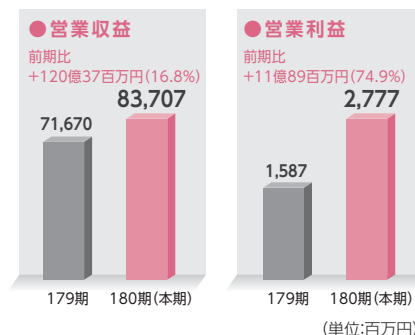
国際輸送事業

国際輸送事業につきましては、日本・東アジア・欧州において、航空輸送を中心に好調に推移しました。

そうした中、ケニアのナイロビ等に拠点を開設することでグローバルネットワークのさらなる拡充を図るとともに、シンガポール西部で物流倉庫を開業するなど、ロジスティクス事業の強化に努めました。

また、国際輸送事業の中核会社である株式会社阪急阪神エクスプレスが、日本国内における路線トラック便とロジスティクス事業に強みを持つセイノーホールディングス株式会社と相互のノウハウを活かした事業展開を進めることを目的として、資本・業務提携契約を締結しました。

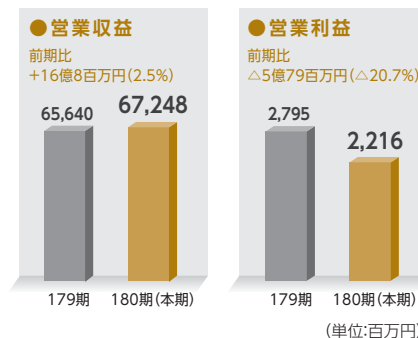
これらの結果、営業収益は前期に比べ120億37百万円(16.8%)増加し、837億7百万円となり、営業利益は前期に比べ11億89百万円(74.9%)増加し、27億77百万円となりました。



ホテル事業

ホテル事業につきましては、厳しい競争環境が続く中、平成29年3月に宿泊主体型ホテル「レム六本木」を開業したほか、第一ホテル東京の全客室の改装を実施するなど、増加する訪日外国人の宿泊需要の取込みとさらなる競争力の強化を図りました。また、ホテル阪急インターナショナル及び第一ホテル東京シーフォートが開業25周年を迎えたことを記念して、様々なフェアを開催したほか、各ホテルにおいても、各種プランの企画・販売等に積極的に取り組みました。

これらの結果、営業収益は前期に比べ16億8百万円(2.5%)増加し、672億48百万円となりましたが、既存ホテルの宿泊売上が前期を下回ったことやレム六本木の開業に伴う費用を含め諸経費が増加したこと等により、営業利益は前期に比べ5億79百万円(△20.7%)減少し、22億16百万円となりました。



ホテル阪急インターナショナル

その他

建設業等その他の事業につきましては、営業収益は前期に比べ1億64百万円(0.4%)増加し、428億11百万円となり、営業利益は前期に比べ5億88百万円(43.9%)増加し、19億29百万円となりました。

以上の各事業における取組のほか、当社グループでは、未来にわたり住みたいまちづくりを目指して、沿線を中心に社会貢献活動「阪急阪神 未来のゆめ・まちプロジェクト」を推進しました。その一つとして開催した夏休みの小学生向け体験型学習プログラム「阪急阪神 ゆめ・まちチャレンジ隊」、及び将来の仕事を考える機会を提供する小学校への出張授業「ゆめ・まち わくわくWORKプログラム」は、経済産業省の「第8回キャリア教育アワード」で大賞を受賞しました。

2. 対処すべき課題

当社グループでは、これからの変わりゆく社会においても成長を志向する企業グループとなることを目指して、昨年「阪急阪神ホールディングスグループ 長期ビジョン2025」を策定いたしました。この長期ビジョンでは、「深める沿線 広げるフィールド」というスローガンのもと、下記の4つの戦略を通じて持続的な企業価値の向上を図ることとし、阪急・阪神の経営統合から20年を迎える平成37年度(2025年度)において営業利益1,200億円、E B I T D A* 2,000億円、「有利子負債/E B I T D A倍率」5倍台の維持を目指すこととしております。

※ E B I T D A…営業利益+減価償却費+のれん償却費

4つの戦略

- ①関西で圧倒的No. 1の沿線の実現
- ②首都圏・海外での安定的な収益基盤の構築
- ③ブランド価値の最大化と差別化戦略の徹底追求による競争力強化
- ④グループ総合力のさらなる発揮と新事業領域の開拓

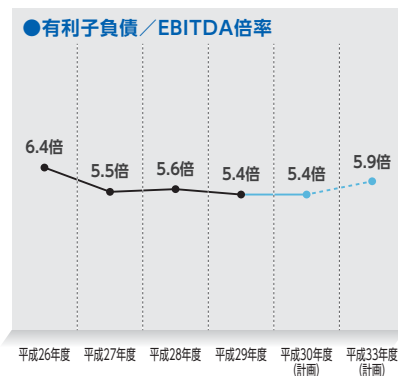
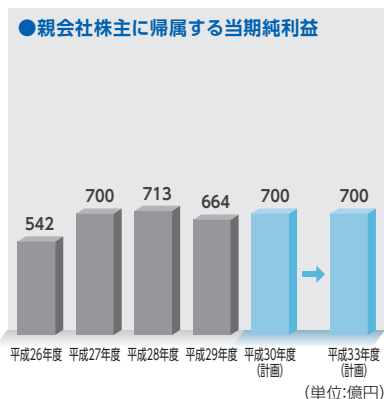
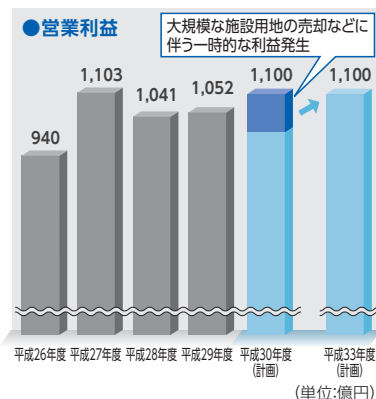
そうした中、本期におきましては、営業利益が1,052億円、有利子負債残高が8,668億円となった結果、財務健全性の指標である「有利子負債/E B I T D A倍率」は5.4倍となり、成長に向けた投資を着実に実施しながらも、主要な経営指標については所期の目標を達成することができました。

そして、今般、長期ビジョンを実現するための初めての具体的な実行計画として、平成33年度(2021年度)までを計画期間とする中期経営計画を策定いたしました。本計画においては、平成37年度の営業利益目標1,200億円の達成に向け、まずは中間目標年度となる平成33年度に営業利益1,100億円を安定的に計上できる企業グループとなることを目指して、長期ビジョンに定める4つの戦略に沿った施策を推し進めてまいります。

また、財務方針としては、4つの戦略に則った成長投資に重点を置いて資金を配分していく一方で、「有利子負債/E B I T D A倍率」も重視することで、財務体質の健全性を引き続き維持してまいります。

ここ3か年(平成27年度から平成29年度)の営業利益は次頁のグラフのとおりですが、大規模な施設用地の売却益など一時的な利益を除くと、実質的には1,000億円水準で推移しております。それを上記の方針で推し進めることにより、平成33年度には、営業利益1,100億円、E B I T D A 1,800億円を安定的に計上するとともに、「有利子負債/E B I T D A倍率」5.9倍を目指してまいります。

なお、平成30年度におきましては、大規模な施設用地の売却益などが一時的に生ずるため、営業利益は1,100億円、「有利子負債/E B I T D A倍率」は5.4倍となる見通しです。



このほか、当社グループでは、社会貢献活動や環境に配慮した事業活動の推進、コンプライアンスの重視、リスクマネジメントの徹底等についてもグループを挙げて取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。

当社グループは、グループ経営理念に掲げる『『安心・快適』、そして『夢・感動』をお届けすることで、お客様の喜びを実現し、社会に貢献する』使命を果たすべく、お客様や地域社会等との信頼関係を構築しながら、持続的な成長を図ってまいります所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

3. 資金調達の状況

当社グループでは、有利子負債を収益力に見合った水準まで圧縮することを基本方針としております。

本期につきましては、借入金の返済、社債の償還、子会社での設備投資等による資金需要に充当するため、シンジケートローンによる調達300億円のほか、所要の借入れを行いました。その結果、本期末における有利子負債残高は8,667億58百万円となり、前期末に比べ327億64百万円の減少となりました。

4. 主要な借入先

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>）に掲載しております。

5. 設備投資等の状況

本期の設備投資額は、864億4百万円で、その主な内容は、梅田1丁目1番地計画(大阪神ビルディング及び新阪急ビル建替計画)及び鉄道車両の新造であります。

6. 財産及び損益の状況

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>）に掲載しております。

7. 重要な子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

会社名	資本金(百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
阪急電鉄株式会社	100	100.0	鉄道事業、賃貸事業、 分譲・不動産その他事業、 ステージ事業
阪神電気鉄道株式会社	29,384	100.0	鉄道事業、賃貸事業、 分譲・不動産その他事業、 スポーツ事業
株式会社阪急交通社	100	100.0	旅行事業
株式会社阪急阪神エクスプレス	360	100.0	国際輸送事業
株式会社阪急阪神ホテルズ ²	100	100.0	ホテル事業
阪急バス株式会社	690	— (100.0)	自動車事業
株式会社エキ・リテール・サービス阪急阪神	10	— (100.0)	流通事業
阪急不動産株式会社	12,426	— (100.0)	賃貸事業、 分譲・不動産その他事業
阪急阪神ビルマネジメント株式会社	50	— (100.0)	分譲・不動産その他事業
株式会社阪神コンテンツリンク	230	— (100.0)	スポーツ事業
株式会社阪神タイガース	48	— (100.0)	スポーツ事業
株式会社バイ・コミュニケーションズ ²	4,000	— (45.0)	コミュニケーションメディア事業
アイテック阪急阪神株式会社	200	14.2 (70.0)	コミュニケーションメディア事業
株式会社阪神ホテルシステムズ ²	100	— (100.0)	ホテル事業

(注) 1. () 内の数字は、当社の子会社の持株数を含めた出資比率であります。

2. 上記の会社を含め、連結子会社は92社、持分法適用会社は11社となっております。

8. 主要な事業内容並びに主要な営業所及び使用人の状況

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>）に掲載しております。

II 会社の株式に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>）に掲載しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (平成30年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
角 和 夫	代表取締役会長 グループCEO	阪急電鉄株式会社 代表取締役会長 株式会社阪急阪神ホテルズ 取締役
杉 山 健 博	代表取締役社長	阪急電鉄株式会社 代表取締役社長 阪神電気鉄道株式会社 取締役 株式会社阪急交通社 取締役 株式会社阪急阪神エクスプレス 取締役
秦 雅 夫	代表取締役副社長	阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長 阪急電鉄株式会社 取締役
藤 原 崇 起	代 表 取 締 役	阪神電気鉄道株式会社 代表取締役会長
井 上 礼 之	取 締 役	ダイキン工業株式会社 取締役会長兼グローバルグループ 代表執行役員
森 詳 介	取 締 役	関西電力株式会社 相談役
島 谷 能 成	取 締 役	東宝株式会社 代表取締役社長
荒 木 直 也	取 締 役	株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役社長 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役
中 川 喜 博	取 締 役	株式会社阪急阪神ホテルズ 代表取締役会長
石 橋 正 好	常任監査役(常勤)	阪神電気鉄道株式会社 常任監査役
小 林 公 一	常任監査役(常勤)	阪急電鉄株式会社 常任監査役
阪 口 春 男	監 査 役	弁護士 阪急電鉄株式会社 監査役 株式会社阪急阪神ホテルズ 監査役
石 井 淳 蔵	監 査 役	流通科学研究所 所長 阪神電気鉄道株式会社 監査役
小見山 道 有	監 査 役	弁護士 阪急電鉄株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 井上礼之及び森 詳介は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、監査役 阪口春男、石井淳蔵及び小見山道有は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 当社は、上場証券取引所に対し、取締役 井上礼之及び森 詳介並びに監査役 阪口春男、石井淳蔵及び小見山道有を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役 石橋正好は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 藤原崇起は、平成29年12月1日付で株式会社阪神ホテルシステムズ代表取締役会長を退任いたしました。
5. 取締役及び監査役の異動
- (1) 新任（平成29年6月13日付）
- 取締役 荒木直也
監査役 小見山道有
- (2) 退任（平成29年6月13日付）
- 取締役 坂井信也
取締役 梶岡俊一
取締役 生井一郎
取締役 岡藤正策
取締役 野崎光男
取締役 能上尚久
監査役 土肥孝治
6. 責任限定契約の内容の概要
- 当社は、会社法第427条第1項並びに当社定款第27条及び第34条の規定に基づき、取締役 井上礼之、森 詳介、島谷能成及び荒木直也並びに監査役 阪口春男、石井淳蔵及び小見山道有との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。

2. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況
井上礼之	取締役	ダイキン工業株式会社 取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員
森 詳介	取締役	関西電力株式会社 相談役
阪口春男	監査役	弁護士 阪急電鉄株式会社 監査役 株式会社阪急阪神ホテルズ 監査役
石井淳蔵	監査役	流通科学研究所 所長 阪神電気鉄道株式会社 監査役
小見山道有	監査役	弁護士 阪急電鉄株式会社 監査役

(注) 1. 阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び株式会社阪急阪神ホテルズは、当社の子会社(持株比率100%)であります。

2. 重要な兼職の状況に記載している社外役員の兼職先のうち、上記の会社等以外の会社等については、当社と特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会等における発言 その他の状況
井上礼之	取締役	9回のうち、 8回出席	—	主に、豊富な経営経験に基づく企業経営者としての視点から有益な発言を行っております。
森 詳介	取締役	9回のうち、 7回出席	—	主に、豊富な経営経験に基づく企業経営者としての視点から有益な発言を行っております。
阪口春男	監査役	9回のうち、 9回出席	11回のうち、 11回出席	主に、コンプライアンスの視点から有益な発言を行っております。
石井淳蔵	監査役	9回のうち、 8回出席	11回のうち、 11回出席	主に、経営学の専門家としての視点から有益な発言を行っております。
小見山道有	監査役	7回のうち、 7回出席	9回のうち、 9回出席	主に、コンプライアンスの視点から有益な発言を行っております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員(名)	本期支給額(百万円)
取締役(うち社外取締役)	15(2)	101(19)
監査役(うち社外監査役)	6(4)	17(6)
計(うち社外役員)	21(6)	118(25)

- (注) 1. 支給人員及び本期支給額には、平成29年6月13日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名及び監査役1名の員数及び報酬等の額を含んでおります。
2. 上記のほか、本期において、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬等の額は27百万円であります。

4. 報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の決定方法及び内容

当社では、取締役会において、以下の方針を決議しております。

取締役の報酬については、企業価値及び業績の向上に対するインセンティブを働かせることができる報酬体系とし、その役位に対して支給される現金報酬と、業績に連動して支給される報酬とから構成いたします。但し、社外取締役を含む非常勤取締役の報酬については、その職務の性質に鑑み、役位に対して支給される報酬のみで構成いたします。

なお、阪急電鉄株式会社又は阪神電気鉄道株式会社の取締役を兼任する者については、同社の報酬の一部として信託を用いた株式報酬を支給しております。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>) に掲載しております。

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、規程及び企業倫理に則って誠実に行動し、利害関係者の期待に応えるというコンプライアンスの考え方に従い、経営を推進いたします。

コンプライアンス担当部署を置き、同部署は、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する意識の高揚を図るため、啓発冊子を始めとしたコンプライアンスマニュアルを作成するとともに、コンプライアンスに関する研修を実施いたします。

コンプライアンスに反する行為又はそのおそれのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社、グループ会社及び取引先の役職員が利用することのできる内部通報制度を設けます。

当社及びグループ会社においてコンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、対処方法等を検討する委員会を速やかに設置するとともに、当社監査役に報告いたします。

他部門からの独立性を確保した社長直轄の内部監査部門を設置し、内部監査に関する基本方針及び規程に従い、当社及びグループ会社を対象に内部監査を実施いたします。

財務報告に係る内部統制につきましては、当社グループの責任体制や方針を定め、財務報告の信頼性を確保いたします。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、弁護士、警察等の外部機関との連携を図るなど、当社及びグループ会社を対象に必要な体制を整備いたします。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規程等に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査役がこれらの文書その他の情報を常時閲覧できるようにいたします。

文書の保存・管理に関する規程には、重要な文書の保管方法、保存年限等を定めるものとし、その規程を制定・改定する際は、監査役と事前に協議を行います。

- (3) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおけるリスク管理を統括する担当部署を設け、組織横断的なリスクにつきましてはリスク管理担当部署が、各部門又は各グループ会社の所管業務に関するリスクにつきましては各担当部門又は各グループ会社が、それぞれリスクの把握及び評価を行ったうえで、対策の立案等を行うとともに、これらの見直しを適時行います。

当社及びグループ会社において不測の事態が発生した場合に、適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが現実化した場合には、社長を対策本部長とする危機対策本部を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備いたします。

上記事項を規定するリスク管理に関する規程に従い、当社及びグループ会社のリスクの内容及び評価並びに対策の状況等について、適時取締役会において報告を行うとともに、内部監査部門がリスク管理の有効性評価を行います。

また、特に、鉄道等の公共輸送に携わるグループ会社につきましては、安全性を最優先した体制の整備を指導いたします。

(4) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加えてグループ経営会議を設置するものとし、グループ経営会議のメンバーには、当社グループの各コア事業の責任者を加えます。

当社及び当社グループの経営方針、経営戦略、経営計画等に関する重要事項につきましては、グループ経営会議の審議を経て、当社取締役会において決定するものとし、その進捗状況及び成果につきましては、適時取締役会等に報告いたします。

業務執行につきましては、業務組織、事務分掌、意思決定制度等において、それぞれ取締役及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況につきましては、適時取締役会に報告いたします。

業務の効率性と適正性を確保するため、当社及びグループ会社においてIT化を推進いたします。

当社グループ内の資金調達を当社に一元化することにより、業務の効率性及び資金の流れの透明性を確保いたします。

(5) グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの各コア事業の中期・年度経営計画につきましては、当社が承認権限を持つとともに、適時その進捗状況に関する報告を求め、その内容を当社取締役会に報告いたします。

一定金額以上の投資を行う場合など、グループ会社がグループ経営の観点から重要な事項を実施する場合においては、事前に当社の承認を得ることを求め、また、グループ会社が当社に適時報告する体制を整備いたします。

コンプライアンス推進体制、リスク管理体制、内部監査体制等につきましては、当社グループ全体をその対象とし、必要な体制を整備いたします。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するために、取締役会の決議により独立した補助組織を設置するとともに、専任スタッフを配置いたします。

(7) 当社の監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令によりその職務を行います。

監査役を補助する使用人の異動、評価等に関しては、監査役と事前に協議を行います。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役が出席する取締役会、グループ経営会議等において当社グループの重要事項の報告を行います。

当社及びグループ会社の取締役、使用人等が業務執行の状況等につき監査役が必要と認める事項を適時報告する体制を整備いたします。

内部監査部門は、監査役に対し、監査計画・監査結果を適時閲覧に供するほか、内部監査活動(内部通報制度の運用状況を含みます。)に関する報告を適時行います。

監査役に報告を行ったことを理由として不利な取扱いをいたしません。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行のために費用の前払等を必要とする場合は、これを支出いたします。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を図ります。

監査役に関わる規程を制定・改定・廃止する際は、監査役と事前に協議を行います。

上記業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は、次のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取組

当社グループの役職員を対象としたコンプライアンスに関する各種研修等の教育を実施しているほか、グループ各社においても職位や職務に応じて独自の教育を行うことで、コンプライアンス意識の一層の向上を図っています。

内部通報窓口として、社内窓口に加え、外部の弁護士による窓口を設置し、その周知に努めるとともに、通報があった事案については、担当部門が調査のうえ、事案の内容及び調査結果を、社長及び監査役に報告しています。

内部監査部門が、当社及びグループ会社を対象とした内部監査を実施し、また、財務報告に係る内部統制を評価するとともに、監査法人が、当該評価の監査を実施しています。

弁護士、警察等の外部機関との連携を図るなど、反社会的勢力排除に向けた取組を行っています。

(2) リスク管理に関する取組

当社及びグループ会社において、リスクの発生可能性・頻度及び現実化したときの影響度等を勘案のうえ、その重要性を評価し、リスクの現実化を未然に防止又は低減するための対策を立て、リスクの管理を行っています。

当社グループにおけるリスク対策の状況等について、適時取締役会において報告するとともに、内部監査部門が、リスク管理の有効性評価を実施しています。

(3) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する取組

業務組織、事務分掌、意思決定制度等に定める権限と責任及び執行手続に基づき業務執行を行うとともに、取締役会及びグループ経営会議において、当社グループの経営計画等の重要事項のほか、グループ会社の重要な投資案件等について、審議・報告を行っています。

電子決裁システムを含むグループウェアの導入などITシステムの導入を進めるとともに、当社グループ内の資金調達を当社に一元化しています。

(4) 監査役監査の環境整備に関する取組

監査役の職務を補助する体制として、独立した補助組織を設置するとともに、専任スタッフを配置しています。

会長・社長を始めとする代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、経営課題等について意見を交換し、意思疎通を図っています。内部監査部門は当社及びグループ会社を対象とした内部監査活動(内部通報制度の運用状況を含みます。)について、また、コンプライアンス担当部署及びリスク管理担当部署は当社グループにおけるコンプライアンス経営の推進状況及びリスク管理の実施状況について、それぞれ定期的かつ適時に監査役に報告しています。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>）に掲載しております。

Ⅵ 特定完全子会社に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>）に掲載しております。

本事業報告中、百万円単位の記載金額は百万円未満を、千株単位の記載株数は千株未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	179期(ご参考)	180期(本期)
	平成29年3月31日現在	平成30年3月31日現在
資産の部		
流動資産	269,992	296,487
現金及び預金	24,255	28,836
受取手形及び売掛金	83,492	92,619
販売土地及び建物	107,234	116,177
商品及び製品	2,368	2,609
仕掛品	3,724	3,364
原材料及び貯蔵品	4,524	4,644
繰延税金資産	7,044	6,038
その他	37,606	42,435
貸倒引当金	△260	△239
固定資産	2,079,839	2,113,617
有形固定資産	1,734,702	1,749,531
建物及び構築物	563,652	565,783
機械装置及び運搬具	57,525	64,081
土地	935,126	940,894
建設仮勘定	158,847	160,931
その他	19,552	17,840
無形固定資産	37,284	35,214
のれん	20,822	18,457
その他	16,461	16,756
投資その他の資産	307,852	328,871
投資有価証券	267,979	285,953
繰延税金資産	4,146	4,179
退職給付に係る資産	7,194	10,061
その他	28,810	28,894
貸倒引当金	△279	△217
資産合計	2,349,831	2,410,105

科目	179期(ご参考)	180期(本期)
	平成29年3月31日現在	平成30年3月31日現在
負債の部		
流動負債	419,291	406,911
支払手形及び買掛金	40,086	46,891
未払費用	17,938	21,032
短期借入金	178,408	142,091
1年内償還予定の社債	10,000	-
リース債務	1,795	1,493
未払法人税等	9,704	11,811
賞与引当金	4,620	4,405
その他	156,737	179,185
固定負債	1,125,879	1,136,681
長期借入金	610,523	625,340
社債	92,000	92,000
リース債務	6,795	5,832
繰延税金負債	179,530	184,552
再評価に係る繰延税金負債	5,152	5,152
退職給付に係る負債	61,459	61,654
長期前受工事負担金	60,846	52,586
その他	109,571	109,561
負債合計	1,545,171	1,543,592
純資産の部		
株主資本	759,875	804,764
資本金	99,474	99,474
資本剰余金	146,053	146,053
利益剰余金	527,884	583,482
自己株式	△13,537	△24,247
その他の包括利益累計額	27,074	32,961
その他有価証券評価差額金	22,545	27,146
繰延ヘッジ損益	472	△494
土地再評価差額金	5,546	5,575
為替換算調整勘定	100	607
退職給付に係る調整累計額	△1,591	125
新株予約権	496	-
非支配株主持分	17,213	28,786
純資産合計	804,659	866,512
負債純資産合計	2,349,831	2,410,105

連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	179期(ご参考)		180期(本期)	
	(平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)		(平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)	
営業収益		736,763		760,252
営業費				
運輸業等営業費及び売上原価	603,260		625,407	
販売費及び一般管理費	29,443	632,704	29,633	655,041
営業利益		104,058		105,211
営業外収益				
受取利息	115		119	
受取配当金	976		1,212	
持分法による投資利益	8,630		9,232	
雑収入	2,066	11,789	2,227	12,791
営業外費用				
支払利息	11,166		10,059	
固定資産除却損	1,450		1,825	
雑支出	2,623	15,240	2,342	14,228
経常利益		100,607		103,774
特別利益				
工事負担金等受入額	2,114		32,483	
その他	2,140	4,255	2,685	35,168
特別損失				
固定資産圧縮損	2,180		33,702	
その他	1,877	4,057	3,831	37,533
税金等調整前当期純利益		100,805		101,410
法人税、住民税及び事業税	26,081		28,389	
法人税等調整額	1,850	27,931	4,972	33,362
当期純利益		72,873		68,047
非支配株主に帰属する当期純利益		1,570		1,685
親会社株主に帰属する当期純利益		71,302		66,361

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	179期(ご参考) 平成29年3月31日現在	180期(本期) 平成30年3月31日現在
資産の部		
流動資産	89,313	76,493
現金及び預金	15	67
未収入金	16,328	17,797
未収収益	696	579
短期貸付金	72,160	24,125
預け金	—	33,801
前払費用	23	32
繰延税金資産	40	45
その他	48	44
固定資産	1,175,886	1,193,678
有形固定資産	67	207
建物	0	—
工具、器具及び備品	63	35
建設仮勘定	3	171
無形固定資産	960	689
商標権	2	2
ソフトウェア	934	669
その他	23	17
投資その他の資産	1,174,858	1,192,782
投資有価証券	24,073	26,183
関係会社株式	552,478	552,678
長期貸付金	598,247	613,771
長期前払費用	57	56
その他	1	91
資産合計	1,265,200	1,270,171

科目	179期(ご参考) 平成29年3月31日現在	180期(本期) 平成30年3月31日現在
負債の部		
流動負債	166,178	137,316
短期借入金	149,924	129,223
1年内償還予定の社債	10,000	—
未払金	966	824
未払費用	915	877
未払消費税等	43	33
未払法人税等	4,271	6,275
預り金	57	81
その他	—	0
固定負債	640,935	652,649
社債	92,000	92,000
長期借入金	532,072	541,671
繰延税金負債	16,812	17,467
役員株式給付引当金	—	571
その他	50	938
負債合計	807,113	789,965
純資産の部		
株主資本	448,771	469,922
資本金	99,474	99,474
資本剰余金	149,258	149,258
資本準備金	149,258	149,258
利益剰余金	212,091	243,803
利益準備金	280	280
その他利益剰余金	211,811	243,523
繰越利益剰余金	211,811	243,523
自己株式	△12,054	△22,615
評価・換算差額等	8,818	10,283
その他有価証券評価差額金	8,818	10,283
新株予約権	496	—
純資産合計	458,086	480,206
負債純資産合計	1,265,200	1,270,171

損益計算書

(単位:百万円)

科目	179期(ご参考)		180期(本期)	
	(平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)		(平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)	
営業収益				
関係会社受取配当金	43,308		39,522	
関係会社受入手数料	3,329	46,638	3,294	42,817
営業費				
一般管理費		3,954		4,214
営業利益		42,683		38,602
営業外収益				
受取利息及び配当金	11,277		11,141	
その他	938	12,215	879	12,021
営業外費用				
支払利息	9,554		8,480	
その他	414	9,968	715	9,195
経常利益		44,931		41,427
税引前当期純利益		44,931		41,427
法人税、住民税及び事業税	330		340	
法人税等調整額	△ 65	264	5	345
当期純利益		44,666		41,082

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

阪急阪神ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田 芳 則	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 禎 彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 重 久	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪急阪神ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪急阪神ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

阪急阪神ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田 芳 則	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 禎 彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 重 久	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪急阪神ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第180期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第180期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人等からその職務の執行状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等において事業の報告を受け、説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）については、その整備に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づく構築及び運用の状況について取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」並びに「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組」及び「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組」等）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組」及び「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組」は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

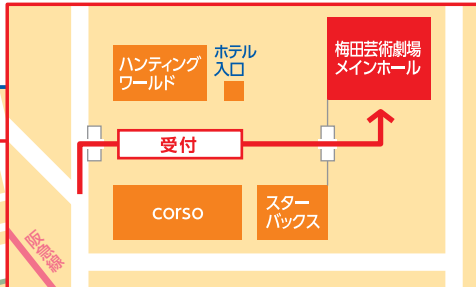
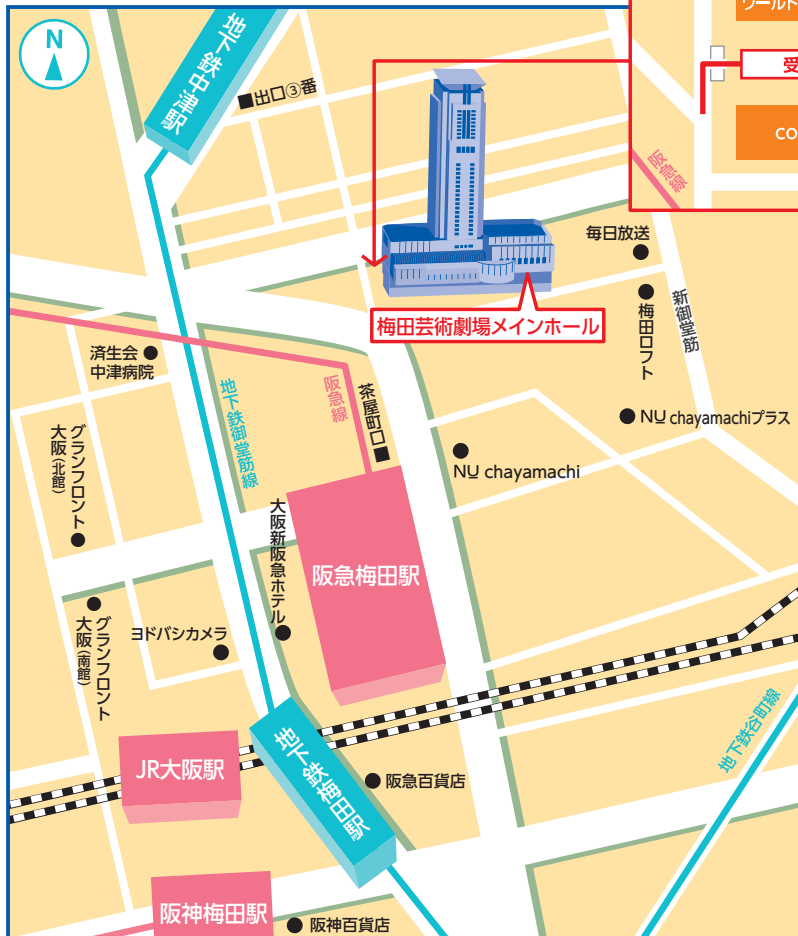
阪急阪神ホールディングス株式会社 監査役会
常任監査役（常勤） 石橋 正好 ㊟
常任監査役（常勤） 小林 公一 ㊟
監査役（社外監査役） 阪口 春男 ㊟
監査役（社外監査役） 石井 淳蔵 ㊟
監査役（社外監査役） 小見山 道有 ㊟

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市北区茶屋町19番1号
梅田芸術劇場 メインホール

会場付近詳細図(受付ご案内図)



- ※ 会場には駐車場・駐輪場がございませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。
- ※ 受付開始時刻は、午前9時を予定しております。

阪急阪神ホールディングス株式会社

〒530-0012 大阪市北区芝田一丁目16番1号 電話 06(6373)5100



見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用
しています。



この印刷物は、大豆油インキを含まれた
植物油インキと適切に管理された
森林の木材を利用している
FSC®認証紙を使用しています。